

令和
9
年度

自治会連合会・自治会の皆さまへ コミュニティ助成事業 のご案内



自治会活動に使用する備品購入や集会所の建設などに助成金が交付されます！

1 一般コミュニティ助成事業

自治会連合会・自治会活動に必要な備品(建築物・消耗品は除く)の整備

●助成額 100万円～250万円 (10万円単位)

例：パソコン、印刷機、会議机、草刈機の購入など

2 コミュニティセンター助成事業 ※認可地縁団体名義での建物登記が必要

集会所等の新築・建替え(取壊し費用は除く)

●助成額 対象となる事業費の5分の3以内 (上限2,000万円、10万円単位)

スケジュール



注意事項

- ✓ 事業は自治総合センターが決定するため、申請をしても必ず助成を受けられるものではありません。
- ✓ 上記スケジュールのとおり、令和9年度中に事業を実施していただくものです。
- ✓ 事業で整備する備品等に宝くじの広報表示を行うことが必要です。
- ✓ 1. 一般コミュニティ助成事業について、市が申請できる上限件数を超える申請があった場合、自治会連合会を優先します。
- ✓ 全事業について、市が申請できる上限件数を超える申請があった場合、抽選を行います。



コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を目的に、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対し助成を行うものです。

お問い合わせ

城陽市 市民活動支援課

☎0774-56-4001 ✉shiminkatsudo@city.joyo.lg.jp



詳しくは
市HPへ

